平成２９年（フ）第３２６号
群馬県渋川市横堀1070番地
債務者　竹渕　和啓
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２９号
群馬県前橋市若宮町４丁目22番15号
債務者　橋詰　博明
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１３号
京都府宇治市木幡内畑34番地の６　ユニ宇治マンション２棟206号
債務者　皆見　龍太
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３５号
京都市右京区西京極南大入町75番地　フレグランスもくもくＡ棟101号室、前住所京都市右京区西京極東衣手町89番地７
債務者　宮武　乙香
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５２号
京都市右京区嵯峨観空寺久保殿町21番地５　プラシード嵯峨Ⅰ　105
債務者　山名　浩司（旧姓黒田・木村）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３３号
京都市伏見区醍醐西大路町126番地　醍醐東市営住宅18―203
債務者　前田満佐美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５３号
京都府城陽市寺田丁子口72番地の14
債務者　山本　志麻
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６３号
京都市東山区東大路三条下る２筋目西入北木之元町531番地２　Ｄ＆Ａ　ＷＥＳＴ　202
債務者　深川　初見（旧姓森）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６６号
京都市伏見区向島中島町85番地25、前住所堺市中区東山28番地１　東急ドエル・アルス泉北深井610号
債務者　下谷　圭一
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６７号
京都市伏見区向島中島町85番地25、前住所堺市中区東山28番地１　東急ドエル・アルス泉北深井610号
債務者　下谷　勝
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２２号
京都市右京区太秦前ノ田町25番地27
債務者　村口　孝慈
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７８２号
大阪府高槻市天川新町14番２号
債務者　小野　京子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８３号
大阪府箕面市半町２丁目22番17号（Ｌ－４号）
債務者　吉田　尊人
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１１９号
大阪府豊中市稲津町２丁目18番２―608号
債務者　堀ノ上　慶
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１２５号
大阪市平野区加美北８丁目23番14号　103、前住所大阪市平野区加美東４丁目11番24―303号
債務者　小笠原利幸
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４０号
大阪府寝屋川市上神田２丁目25番１号
債務者　竹内ちずみ
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４６号
大阪市福島区海老江２丁目１番35―904号
債務者　尾濱　享子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部